

新潟市海辺の森風力発電事業企画提案募集に関する質問への回答

No.	受付日	募集要項対象箇所	質問内容	回答
1	9/3	2-(3)	事業用地について、「行政財産」から「普通財産」へ区分を変更していただくことは可能か。	事業用地は保安林として管理し続けることが前提ですので、普通財産への変更はできません。
2	9/3	2-(3)	事業用地使用許可の更新期間を1年間からもう少し長期にして頂くことは可能か。	使用許可の期間を1年以上とすることはできません。 新潟市公有財産規則では「電気事業、ガス事業、その他公益事業に係る支持物、埋設管等の使用許可については、その期間を3年以内とすることができる」としていますが、今回の風力発電事業は「電気事業、ガス事業、その他公益事業」に該当しないため、使用許可の期間は1年以内となります。
3	9/3	2-(4)	行政財産の使用許可が1年間であることは地方自治法で定められているのか。	使用許可の期間が原則1年間以内であることは、地方自治法の趣旨を鑑みて、新潟市公有財産規則により定めています。
4	9/3	2-(4)	事業用地の使用許可について、更新を許可しない可能性のある「事業者による特段の瑕疵」とは例えば具体的にどのような場合が想定されるか。	風力発電設備の損傷等により、周囲に部材が落下するなどの危険が発生しているにも関わらず、適切な対応を取らないなど、事業者が事業を継続することが著しく安全性を欠くと判断される場合を想定しています。
5	9/3	2-(4)	事業者の金融機関からの資金調達がデフォルトしたような場合、これは「事業者による特段の瑕疵」に含まれるか。	事業者が金融機関から調達した資金の返済不能に陥った場合、「事業者による特段の瑕疵」と見なして、当該事業者への事業用地の使用許可を更新しない可能性があります。 ただし、事業承継などにより市が他の事業主体による事業の継続を認めた場合は、新たな事業者に対して別途、事業用地の使用を許可します。
6	9/3	2-(4)	原則として使用許可は毎年更新される点につき、事業者及び事業者と与信を行う金融機関との間で覚書等の締結を行うことは可能か。	事業開始前に市と事業者で締結する事業協定では、募集要項に記載した、「事業期間中は事業者による特段の瑕疵がない場合は許可を更新することとする。」と同様の表現の条項を設ける予定です。 このほかに覚書等を交わすことはありません。
7	9/3	3-(2)-① 3-(3)-⑤	住民説明会の対象となる「地元自治会」、公害防止・安全管理協定を締結する「自治会」とは、島見町のみを対象としているのか。	住民説明会の対象となる自治会は「島見町地区」、「太郎代地区」、「加治川地区」を予定しています。 公害防止・安全管理協定の締結する相手方については、住民説明会を踏まえ、地元と協議しながら決定することとなります。
8	9/3	3-(1)-②	「原則として測量図面に示す範囲内に収まるよう設計すること」とあるが、「測量図面に示す範囲内」とは、図示されているP.1～P.16の杭位置を結んだ範囲か。 風車のブレードの投影範囲が上記範囲から海側に出してしまうことを許容できるか。	「測量図面に示す範囲内」の海側(北北西側)については、公園管理道路に沿って盛土がありますが、その海側の法面までとします。その他の方向に対しては、「P」で示した杭位置を結んだ範囲とします。 風車ブレードの投影範囲が「測量図面に示す範囲」から海側に出ることは許容しません。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
9	9/3	3-(3)-③	地盤調査実施後に基礎部の詳細設計を行った結果、企画提案時から基礎構造が変更になることも想定されるが、このような変更は認められるか。	地盤調査実施後に基礎構造が変更となることは想定されることであり、変更を認める余地があります。
10	9/3	3-(4)-②	「使用許可を要する用地の面積は風車投影面積及び、変電設備等事業に必要な設備の設置に要する面積とする。」とあるが、変電設備以外の建築物を建設することは可能か。	風力発電事業に最低限必要な設備として、風力発電設備本体、送電線、変電設備を想定していましたが、その他に事業用地に設置する建築物や構造物がありましたら、個別にご相談ください。
11	9/3	3-(4)-④	既設パイプラインと風車基礎の位置関係について、風車基礎からの必要離隔距離等の条件はあるか。 風車基礎に支障となる場合に、パイプラインの切り回しは可能か。	既設パイプラインと風車基礎の隔離距離については、特段決められたものはないため、事業者決定後にパイプライン所有者と協議して決定していただきます。 パイプラインは市の所有物でないことから、切り回しの可否については、パイプラインの所有者と協議してください。
12	9/3	3-(4)-⑤	事業用地の遊歩道について「施工時に必要な場合は、この遊歩道を一時的に撤去しても良いが、原状回復すること。」とあるが、遊歩道の移設を行うことは可能か。	遊歩道の原状回復は以前と全く同じ配置である必要はなく、移設は可能です。遊歩道を管理している新潟市北区役所産業振興課と協議しながら移設の場所を決定していただきます。 なお、遊歩道の移設に当たっても、「保安林内土地の作業許可」の手続きが必要です。
13	9/3	3-(4)-⑤	現況地形や既存の木造小屋、あずまや、植栽等を一部変更撤去することについて、施工中、施工後の条件はあるか。	遊歩道と同様に、「保安林内土地の作業許可」の手続きが必要であるほか、新潟市北区役所産業振興課との協議が必要です。
14	9/3	3-(4)-⑤	事業用地を縦断している盛土部分を撤去することは可能か。	盛土部分の撤去は保安林内土地の改変であることから、撤去の規模や、一時的か恒久的かなど具体的事業計画をもって県に協議する必要があります。
15	9/3	3-(4)-⑤	事業用地の中央部にある池を改変(埋め立て等)することは可能か。	事業用地内の池を改変することは認めません。
16	9/3	3-(4)-⑥	施工時に、公園管理道路を利用することは可能か。	公園管理道路の利用は可能です。
17	9/3	3-(5)-②	海辺の森公園の利用者数等のデータがあれば、開示してほしい。	海辺の森キャンプ場の利用者数は以下のとおりです。 H25年度:5,757人 H24年度:5,687人 H23年度:5,322人
18	9/3	3-(5)-⑤	事業終了時の撤去費用等の積み立ては必要か。	撤去費用の積み立ては必須ではありませんが、企画提案書の様式7「発電事業実施計画」の添付書類である「事業期間中の総収支計画」には撤去費用も含めてください。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
19	9/3	3-(2)-① リスク 分担表 No.7	地元協議が不調な場合、最終事業協定は締結不可だが、リスク分担表のNo7の項目との整合性は、どのように考えればよいか。	事業者選定後の住民説明会を経て、地元の合意が得られなかった場合、それまでに事業者において企画提案や住民説明に要した一切の費用は事業者で負担していただきます。 また、リスク分担表のNo.7「市の施策に対する住民反対運動・苦情・訴訟等に関するもの」の趣旨は、市の施策に対する苦情や訴訟については市が窓口となって責任を持って対応するということであり、住民の反対等によって風力発電事業に何等かの損害・損失が発生した場合に、その損害・損失を市が負担するという趣旨ではありません。 今回の企画提案募集に当たっては、事業が行いやすいよう市が一定の関与をしていますが、風力発電事業に伴う一般的なリスクはあくまで事業者が負うものと理解してください。
20	9/3	5	事業者選定後に、連合体の構成員を追加することは可能か。 応募時の連合体の出資比率を下回る範囲での出資者の追加を想定している。	追加する構成員が募集要項に定める応募資格を満たし、かつ、応募登録時の代表者の出資比率を下回る場合に限り、構成員の追加を認めます。
21	9/3	-	事業用地の給水、排水ルートについて資料を提供いただきたい。	事業用地の西側に展望台があり、そこまでは上水道が来ていますが、下水道はなく、し尿や生活雑排水は浄化槽により処理しています。上水道の管路図は別紙3のとおりです。浄化槽からの排水ルートは現在確認中ですので、しばらくお待ちください。 また、事業用地の雨水排水は地下浸透しています。 なお、工事に水を使用したい場合は新潟市水道局まで直接お問い合わせください。
22	9/3	-	送電線ルート及び送電線工事方法について、自主アセス評価書p.2-7～8に示された内容から変更することは可能か。	自主アセスはあくまで仮の事業計画によるものですので、実際の送電ルートが自主アセスのものと異なっても全く問題ありません。
23	9/9	リスク 分担表	事業リスク:発電量の減少(風量不足、落雷による故障など)と記載があるが、これは、年変動による風量不足・変化のリスクを示しているのか。 提示されている風況データの信憑性も事業者側のリスクになるのか。 提示されている風況データが間違っていた場合は市がリスク負担をしてくれるのか。 過去に計測間違い(機器の取付間違い、データ整理間違い)で事業が頓挫した事例がある。市が提示したデータが間違っていた場合は市側のリスクとしてほしい。	風況調査は市が事業者に風力発電の事業化を検討していただくために参考として実施したものであり、風況を保証するものではなく、データに間違いがあった場合にその責任を市が負うものではありません。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
24	9/9	3-(4)-①	事業開始時期について制約はあるのか。基本協定締結後にリスクを減らす為に再調査を行う事は認められるのか。協定締結後から運転開始までの期間の制約がある場合は提示してほしい。	事業開始時期については、事業協定締結後速やかに開始することとされていますが、基本協定締結から事業協定締結までの期間については定めていません。風況調査も含め、この間に事業性を確認するための詳細調査を実施していただくことは可能です。 ただし、企画提案書類の様式7「発電事業実施計画」(及び添付書類エ、カ)はそれらの調査に係る費用や期間を踏まえたうえで記載してください。
25	9/9	2-(3)	借地手続きを行うにあたって、測量など分筆に係る作業は発生するのか。発生する場合、実施者と費用負担者は市側か事業者か。	分筆は発生しません。
26	9/9	2-(3)	借地期間中 地上権の設定は可能か。	事業用地は行政財産の使用許可により使用の権利を設定するのみであり、地上権の設定は認められません。
27	9/9	3-(2)-②	最優秀企画提案者は自主アセスの結果を活用し再評価が必要な項目について予測・評価を行い結果を市及び市民に示す事。となっているが、示し方についてきまりはあるか。公告縦覧、住民説明会 等	市で実施した自主アセスの現況調査を基に速やかに再評価を行っていただき、募集要項3-(2)-①に定める住民説明会で説明していただきたいと思えます。また再評価の結果はウェブで公表していただき、市のホームページからもアクセスできるような状態にさせていただきます。
28	9/9	3-(4)-④	民間事業者のガスパイプライン周辺の施工について制限は無いのか。(例えばガスパイプライン〇m以内での工事は禁ずるなど)	既設パイプラインと風車基礎の隔離距離については、事業者決定後にパイプライン所有者と協議して決定していただきます。
29	9/9	3-(4)-④	ガスパイプライン横断に関する制約は無いのか。(例えば 架空で横切るとか、埋設時はパイプライン下 〇mを通すことなど)	送電線の既設パイプライン横断に関する制約については、事業者決定後にパイプライン所有者と協議していただきます。
30	9/9	3-(4)-④	ガスパイプライン業者との施工方法協議には市も関与してくれるのか。(市が誘致している事業の為)	基本的には事業者間で協議してください。
31	9/9	3-(4)-⑤	事業用地の遊歩道はルートを変更しても良いか。(風車基礎が遊歩道上来る場合等)	遊歩道の移設は、遊歩道を管理している新潟市北区役所産業振興課と協議していただきます。
32	9/9	3-(5)-②	風車タワー周辺を立入禁止にすることは可能か。(落書きなどいたずらをされるのを防ぐため)	風車タワー周囲に柵を設けて立入禁止とすることは可能です。
33	9/9	3-(5)-⑤	事業終了後の土地の原状回復は地表面のみで問題ないか。(杭基礎構造が想定されるが、杭を抜いての原状復帰は現実的ではない為) 最大でも地下1m程度までの現状復旧とならないか。	廃棄物処理法上、基礎杭の埋め殺しは廃棄物の不法投棄と見なされるため、原則土地の原状回復は基礎杭もすべて撤去していただきます。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
34	9/9	3-(1)-②	風車投影面積が測量図面に示す範囲に収まるようにとは。周辺道路上空にも出てはいけないという事か。	事業用地に沿って敷設されている公園管理道路の上空に風車投影面積がかかることは問題ありません。 「測量図面に示す範囲内」の海側(北北西側)については、公園管理道路に沿って盛土がありますが、その海側の法面までとします。 風車ブレードの投影範囲が「測量図面に示す範囲」から海側に出ることは許容しません。
35	9/9	3-(4)-③	測量図面に示されている内部の送電線に制限はあるか。(埋設とか架空とか)	事業用地内の送電線の設置方法について制限はないですが、詳細については公園を管理している新潟市北区役所産業振興課と協議が必要になります。
36	9/9	-	測量図面から出て敷設される連系点までの送電線の敷設について市は便宜を図ってくれるのか。(市道の路肩占有を認める等)	系統の連系点までの送電線の敷設については、市道であれば、市の規定に基づき使用を許可することが可能です。
37	9/9	3-(4)-②	変電設備等事業に必要な設備の設置に要する面積は借地可能と記載があるが、変電所を公園内に設置して問題ないか。また、設置において騒音規制など制限はあるか。	変電所を公園内に設置することは可能です。 事業用地は騒音の規制はありません。
38	9/9	3-(3)-② リスク 分担保	保安林の解除、作業許可を申請するにあたり、申請理由、解除理由が必要になるが(なぜこの場所での事業を行うのか、正当な理由)、本案件は「新潟市が指定した地点」としか申請理由が記載できない。この理由で許可を得る事が出来なかった場合は、リスク・責任元は新潟市で問題ないか。	当該事業用地での保安林指定の一部解除や作業許可については、県の森林審議会所管部署と事前に調整しています。 ただし、実際の保安林指定の一部解除等の手続きは事業者により、市の使用許可を得たうえで行っていただきます。 保安林指定の一部解除等が認められない場合の責任は市は負いません。
39	9/9	3-(3)-⑤	公害防止・安全管理協定のひな型があれば提示してほしい。	公害防止・安全管理協定のひな型は現時点ではありません。
40	9/9	-	計画から建設までの期間において計画した風力発電設備の機種供給が途絶える等メーカー理由により計画が変わっても問題が起きないか。	やむを得ない理由により事業計画に変更が生じた場合は協議のうえ、判断させていただきます。
41	9/11	3-(4)-④	事業予定地内に石油・ガス・化学系の埋設管があるようだが、当該埋設物の所有者と新潟市との間で、土地賃貸借契約を締結しているか。又、締結している場合は、その契約範囲を示してほしい。	既設パイプライン所有者との土地賃貸借契約は締結しておらず、使用の許可を出しています。
42	9/11	-	最寄り住居のある地区名及び世帯数を頂きたい。	事業用地近郊の地区名及び自治会世帯数は以下のとおりです。 島見町地区:346世帯 太郎代地区:238世帯 加治川地区:160世帯

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
43	9/11	3-(4)-⑤	遊歩道については、建設終了後原状回復とのことだが、休屋(2ヶ所)の恒久的撤去は可能か。	休屋・東屋の移設や恒久的な撤去については、新潟市北区役所産業振興課との協議が必要になります。
44	9/11	-	事業予定地に街灯があるが、その配電線経路がわかる資料はあるか。	配電線経路が分かる資料はありません。
45	9/11	-	事業用地周辺海域の管轄漁業組合との協議は行ったか。	風力発電事業の公募については、地元の漁業協同組合に説明し了承を得ています。
46	9/11	-	新潟県の広域総合生活環境保全林整備事業により、土墨や防風工などの飛砂を防止する施設、ハマナス園やクロマツの植栽などの基盤整備が行われているようだが、風力発電事業が当該事業の目的外行為とならないか。	問題ありません。
47	9/11	-	新潟市の海辺の森整備事業により、保安林の樹林環境と日本海の新潟市海浜環境を活用した市民の憩いの場、青少年の自然体験の場となるよう施設整備を進められているようだが、風力発電事業が当該整備事業の目的外行為とならないか。	問題ありません。
48	9/11	-	風車の水切り港として、新潟東港を候補として検討するにあたり、港の深さ等がわかる資料はあるか。	以下の新潟県のホームページから港湾計画図がダウンロードできます。 http://www.pref.niigata.lg.jp/kowanseibi/1204737338862.html
49	9/11	-	環境アセスの第二章にて、2,000kW 風車を3基と明記されているが、これは決定事項か。	2,000kW級風車×3基というのは、あくまで自主アセスを行う上で市が仮に設定した事業計画です。したがって、事業者の事業計画を制限するものではありません。
50	9/11	-	環境アセスの第二章にて、連系先が太郎代線9と明記されているが、連系に係る鉄塔周辺地権者との協議や、東北電力との協議が成された決定事項か。	自主アセスの系統連系に係る送電線ルートは仮に想定したものであり、地権者や電力会社との協議は行っていません。
51	9/11	-	環境アセスの第二章にて、工事期間として約6ヶ月と明記されているが、第八章のミサゴ・オオタカに係る環境保全措置として営巣期間3～8月は工事を行わないと記載がある。当該事業予定地の冬季間の建設工事は困難と思われるが、本件はどのように判断すればよいか。	「営巣期間3～8月は工事を行わない」というのは自主アセスの環境保全措置であり、企画提案における必要条件ではありませんが、審査における評価項目となります。 募集要項の3-(1)-③では「自主アセスの結果を尊重し、必要な環境保全措置について検討すること」としており、審査基準でも「野鳥への対応」を設けていますので、実施可能な範囲で野鳥に配慮した工事スケジュールを記載してください。
52	9/11	-	環境アセスの第二章にて、変電所から特別高圧線までの約1kmをコンクリート柱への架線と明記されているが、これは決定事項か。	自主アセスの系統連系に係る送電線ルートは仮のものであり、決定事項ではありません。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
53	9/11	-	環境アセスの第五章、図5.2.1.8 に鳥類の飛翔軌跡が記載されているが、より広範囲での調査結果はあるか。(本事業予定地のみが飛翔が多いのか否かを判断できるデータの有無の確認)	他のエリアについてピンポイントで重要種のモニタリングを行った調査結果はありますが、広範囲での調査結果はありません。
54	9/11	-	環境アセスの第五章、表5.1.1.27 に施設の稼働に伴う騒音への環境保全措置について、低騒音型の機種を採用すると記載あるが、これはある特定の風車機種の採用を前提とされているということか。	特定の機種を採用することを前提とはしていません。
55	9/13	3-(1)-③	市が実施した風力発電事業に関する自主的な環境影響評価の結果を尊重し、提案する事業計画を踏まえて、必要な環境保全措置について検討することとなっているが、市が自主的に実施した環境影響評価結果について守らなければならない項目は何か。	自主アセス評価書に記載する環境保全措置を実施するかしないかは事業者で判断していただきますが、審査項目となっています。
56	9/13	2-(5)	発電所総出力は自主アセス結果を尊重という事で、法アセス対象にならない規模であれば問題ないか。(発電所出力7500kW未満)	風力発電事業の規模(出力及び基数)及び設置位置については、周辺地域における環境影響、景観等を配慮した上で、適切に提案してください。
57	9/13	2-(5)	風車定格出力、大きさ、設置台数などは自由にしてよいのか。	風力発電事業の規模(出力及び基数)及び設置位置については、周辺地域における環境影響、景観等を配慮した上で、適切に提案してください。
58	9/13	-	設備搬入道路、連系予定地点等工事概要は市が実施した自主アセスと一致しなくても問題ないか。	自主アセスはあくまで仮の事業計画によるものですので、設備搬入道路や連系地点等が自主アセスのものと異なっても問題ありませんが、環境に配慮した工事計画を策定してください。
59	9/13	-	(自主アセスでは)特別高圧線に連系する計画となっているが、連系地点の用地は借地など市が斡旋してくれるのか。また、連系地点は確定か。	市は風力発電設備の設置用地のみ提供します。連系地点の用地等を市が斡旋することはありません。連系地点は事業者で決定してください。
60	9/13	3-(1)-③	自主アセス書に記載されている環境保全措置内容、事後調査内容は必須の項目となるのか。事業計画確定後、再検討を行い、ゼロベースで見直して問題ないか。	自主アセス評価書に記載する環境保全措置を実施するかしないかは事業者で判断していただきますが、審査項目となっています。環境影響を再検討していただくことは構いませんが、企画提案時には様式10により対応を示していただきます。事業者選定後に様式10に示した対応の変更は原則として認めません。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
61	9/13	-	(自主アセス評価書の)有識者ヒアリング結果に、工事を実施しない期間が記載されているが、事業者が守るべき項目となるのか。	「営巣期間3～8月は工事を行わない」というのは自主アセスの環境保全措置であり、企画提案における必要条件ではありませんが、審査における評価項目となります。 募集要項の3-(1)-③では「自主アセスの結果を尊重し、必要な環境保全措置について検討すること」としており、審査基準でも「野鳥への対応」を設けていますので、実施可能な範囲で野鳥に配慮した工事スケジュールを記載してください。
62	9/13	-	環境への配慮として鳥類等(ミサゴ など)への配慮が必要となるが、事業者と選定された場合、自主アセス書以外のデータ(野鳥データや詳細の調査データ等)の提示はしていただけるのか。	他のエリアについてピンポイントで重要種のモニタリングを行った調査結果がありますので、それについては情報提供いたします。
63	9/13	-	新潟空港や港湾との関係で設置計画制限は無いのか。(風車高さ、航空障害灯関連)	事業用地は新潟空港の空域制限区域ではありません。 また、港湾に関連した風車の設置制限もありません。
64	9/17	2-(4)	事業用地について、発電設備設置期間(風車調達期間を含む)及び事業終了後の発電設備撤去・原状回復期間は、20年間の事業期間とは別に使用許可を頂ける理解でよいか。	その通りです。
65	9/17	3-(4)-③	地価改定等にかかわらず、事業用地の使用料を固定頂くことは条例上できないのか。 地価改定「等」とあるが、地価改定以外に具体的にどのような場合が想定されるか。	条例上できません。 また、募集要項には地価改定「等」と記載しましたが、基本的な変動要素は地価改定のみです。
66	9/17	-	資金調達のため、発電設備をリース会社に譲渡することは禁止されない理解でよろしいか。この場合、発電設備の所有権がリース会社に移転するのみで、事業運営主体は事業者のまま変更しない。	リース方式による事業の実施も認めます。
67	9/17	-	資金調達のため、発電設備をリース会社に譲渡する予定だが、万が一にリース契約を解約する場合、事業用地の賃貸借契約(もしくは占有許可)上の地位を当社からリース会社に譲渡する必要がある(リース会社がリース解約後も引き続き事業を行うために必要な措置)。 貴市との賃貸借契約(もしくは占有許可)において、当該権利もしくは地位の譲渡は可能か。	土地の使用許可の権利を譲渡することは認められませんので、事業を引き継ぐ者から新たに使用許可を申請していただく必要があります。
68	9/17	-	連携負担金の参考値を提示いただけないか。	参考値は有しておりません。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
69	9/18	—	基本協定締結後、「電力会社の事情により系統連携ができない」「地盤調査により想定よりも大幅に費用がかかる」等、事業に大きな影響を及ぼす事象が判明し事業運営を辞退した場合、応募者に何らかのペナルティが科せられることはあるか。	ペナルティはありません。 左記に挙げた例については、事業協定締結前であれば、やむを得ない理由として、辞退を認めます。
70	9/18	3-(5)-⑤	事業終了後の「土地を原状回復」とは、地表面以上を対象とすれば良いか。	廃棄物処理法上、基礎杭の埋め殺しは廃棄物の不法投棄と見なされるため、原則土地の原状回復は基礎杭もすべて撤去していただきます。
71	9/18	2-(4)	事業用地20年間の確保を覚書等で締結は可能か。	事業開始前に市と事業者で締結する事業協定では、募集要項に記載した、「事業期間中は事業者による特段の瑕疵がない場合は許可を更新することとする。」と同様の表現の条項を設ける予定です。 このほかに覚書等を交わすことはありません。
72	9/18	-	SPCにて事業を行う場合、SPCに対する全ての出資者 及び 出資比率等について、予定状況の記載でよいか。	「予定」で構いません。
73	9/18	2-(4)	「2 募集内容 (4)事業期間」に記載のある『特段の瑕疵』とは具体的にはどのような事象を想定しているか。	風力発電設備の損傷等により、周囲に部材が落下するなどの危険が発生しているにも関わらず、適切な対応を取らないなど、事業者が事業を継続することが著しく安全性を欠くと判断される場合を想定しています。
74	9/18	様式7	「様式7 発電事業実施計画 事業継続性」に記載のある『事業不能時の対応』とは具体的にどのような事象を想定しているか。	主に事業者の倒産などを想定しています。
75	9/18	様式7	「様式7 発電事業実施計画 事業継続性」に記載のある『想定設備稼働率』について風車では風車の稼働状況を表す数値として「設備利用率」と「稼働率」を使っている。ここで記入を求められている「設備稼働率」はどちらを指すのか。	言葉に誤りがありました。様式7で記入していただきたいのは「設備利用率」です。
76	9/19	リスク 分担表 No.3	(法制度・法令変更リスクとして「行政財産の使用許可の取扱い変更に関するもの」は)市がリスク負担する旨の記載だが、具体的にどのような形でリスク負担するのか。	万が一、市側の都合により行政財産の使用許可の取扱いが変更となり、風力発電事業に何等かの損失を与えた場合、その損失は市が負担します。 行政財産の使用許可という土地提供方法であっても、安心して事業を行っていただくために記載したものです。
77	9/19	リスク 分担表 No.6	(政治リスクとして「市の政策変更による事業の変更・中断・中止」は)市がリスク負担する旨の記載だが、具体的にどのような形でリスク負担するのか。	万が一、市の政策変更があり、事業の変更・中断・中止を求めることとなった場合は、それによる損失は市が負担します。 市の政策の継続性に対して安心して事業を行なっていただくために記載したものです。

No.	受付日	募集要項 対象箇所	質問内容	回答
78	9/19	リスク 分担表 No.7	(住民問題リスクとして「市の施策に対する住民反対運動・苦情・訴訟等に関するもの」は)市がリスク負担する旨の記載ですが、具体的にどのような形でリスク負担するのか。	リスク分担表のNo.7「市の施策に対する住民反対運動・苦情・訴訟等に関するもの」の趣旨は、市の施策に対する苦情や訴訟については市が窓口となって責任を持って対応するということであり、住民の反対等によって風力発電事業に何等かの損害・損失が発生した場合に、その損害・損失を市が負担するという趣旨ではありません。
79	9/19	13-(2)	提出書類の取扱いについて『応募された企画提案の著作権はその提案者に帰属し、新潟市および審査委員会が他者に対して提案書の内容を漏らす事は一切無い』と応募要項に記載があるが、添付書類、特に決算書や財務諸表に関してもこれは適用されると信じてよいか。	適用されます。
80	9/19	13-(2)	もし応募書類に関して、情報開示請求があった場合はどうなるのか。決算書や財務諸表に関しては情報が開示されるのは避けたいのだが。	企画提案の提出書類に関して情報公開請求があった場合は、その都度、開示して良いか提案者に確認します。
81	9/9	3-(3)-④	送電の連系に係る電力会社への申込は事業者が行う事。となっているが現時点で電力会社への申込、問合せを実施しても問題ないか。	事業者選定前から電力会社に系統連系に係る申込みや問合せをさせていただくことは問題ありません。
82	9/11	-	環境アセスの第三章にて、海岸法に基づいて新潟県が策定した新潟北沿岸海岸保全基本計画があるとのことだが、本基本計画に対して風車設置が認められる方針か。	海岸法や海岸保全基本計画はあくまで一般公共海岸や海岸保全区域等に対して適用されるものであり、当該事業用地への風車設置に影響を及ぼすものではありません。